
2 1 世紀 C O E プログラム (研究拠点形成費補助金) Q & A

1 . 公募要領関係.....	P . 2
2 . 補助金管理関係.....	P . 5
3 . 補助金執行関係.....	P . 1 1
(1) 設備備品費	
(2) 旅費	
(3) 人件費	
(4) 事業推進費	
(5) その他	
4 . その他.....	P . 2 1

21世紀COEプログラム（研究拠点形成費補助金）Q & Aについて

このQ & Aは、21世紀COEプログラム（研究拠点形成費補助金）の執行等に関し、より正確な情報の提供・周知を図ることを目的として作成したものです。

作成に当たっては、本補助金の制度創設以降、大学関係者の方々から寄せられた御質問・御意見や文部科学省において執行上お知らせしたほうが良いと感じられた点等をできるだけ具体的に取り上げ、採択拠点関係者及び大学事務関係者の実際の補助金執行の円滑化、効率化等に資するようにいたしました。

なお、御質問・御意見の中には、本補助金の制度上の規制・制限ではなく、各大学の学内規程、学内慣行等による規制・制限と窺える事案や、国庫補助金執行の一般的なルールに関する事柄なども相当数あり、このQ & Aを参考にさせていただくことで、そのような面についても事業のより円滑適正な推進に資することを願っています。

文部科学省としては、今後とも、さらに頂いた御質問、御意見などを参考に、適宜Q & Aの改訂を行い、正確な情報の提供・周知に努めてまいりますので、宜しく御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

平成16年2月18日
文部科学省高等教育局大学改革官室

1.【公募要領関係】

《公募の対象等》

問1 - 1 . 申請する組織についてですが、近々学内の組織改編が行われ（又は、既に行われ）、その改編後の専攻等に基づき事業を行っていく場合、どのように申請すればよいでしょうか。

（答）

- 1 . 再編・統合等による大学名の変更や組織改編に伴う専攻名の変更については、現在の名称を記入してください。
- 2 . 変更がある場合は、誤解なく審査が適正に行われるようにするため、現在の名称の後に括弧書きで旧名称又は予定名称及び変更（予定）日を記入してください。

問1 - 2 . 申請者は学長に限られるのでしょうか。

（答）21世紀COEプログラムは、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としており、大学院研究科専攻等（博士課程レベル）を対象として、学長を中心としたマネジメント体制の下、どの専攻等を如何にして世界的な研究教育拠点到育成するかという大学全体の戦略性等を踏まえて申請していただく必要があるため、申請者は、各大学の学長としています。

問1 - 3 . 事業推進担当者の人数に上限はあるのでしょうか。また、下限はあるのでしょうか。

（答）事業推進担当者の人数に上限や下限は特段設けておりません。しかしながら、本事業は、世界最高水準の研究教育拠点を形成することを推進するものであるため、拠点形成の内容は総花的ではなく、焦点を絞ったものとなりますので、人数はある程度絞り込まれます。「事業推進担当者」欄に収まるような人数を想定しています。当該事業の遂行に中心的な役割を果たし、事業の遂行に責任を持つ者を記載してください。

問1 - 4 . 同一人物が2つ以上の申請に係る事業推進担当者となることはできるのでしょうか。

（答）同一人物が2つ以上の申請に係る事業推進担当者となることはできません。

問1 - 5 . 一度申請したが採択されなかった専攻等や事業推進担当者が、再度申請をすることは可能でしょうか。

（答）可能です。採択されなかった専攻等や事業推進担当者であっても、再度の申請が特段制約されるわけではありません。

問 1 - 6 . 大学の枠を超えた申請（共同申請、又は他大学の教員を事業推進担当者に加えた申請など）をすることは可能でしょうか。

（答）

- 1 . 21世紀COEプログラムは、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としており、大学院研究科専攻等（博士課程レベル）を対象として、学長を中心としたマネジメント体制の下、どの専攻等を如何にして世界的な研究教育拠点到育成するかという事業計画を責任を持って遂行していただくという趣旨から、その事業推進担当者には、申請する大学の研究者（教員）（注）に限定しています。
 - 2 . このため、本プログラムでは、2つ以上の大学による共同申請や、他大学の研究者（教員）を事業推進担当者に加えることは認められていません。
 - 3 . ただし、以下の場合には、大学の枠を超えて申請することが可能です。
 ① 連合大学院（学則等により正式に認められているものに限る。）の基幹校が、連合研究科に係る専攻などを対象として、その基幹校の研究者（教員）の資格を持つ者（他大学の研究者（教員）含む。）が事業推進担当者となり、申請する場合
 ② 研究教育拠点形成の体制強化等のために、他大学の研究者（教員）を事業推進担当者ではなく研究協力者などの形式で、参加させる場合（この場合、研究協力者は補助事業者には該当しません。）
- 注）拠点リーダーを除く事業推進担当者は、常勤、非常勤を問いません。

《公募の範囲》

問 1 - 7 . 平成 1 6 年度の公募範囲である「革新的な学術分野の開拓を目指す研究教育拠点形成」を具体的に説明してください。

(答)

- 1 . 今回の公募範囲の考え方を把握していただく上で、まず「何故 1 6 年度の公募を実施するに至ったか」の経緯・背景をご理解いただいております。
- 2 . 2 1 世紀 C O E プログラムについては、これまで計 1 0 の全学問分野について公募・審査を行い、研究教育拠点を採択し終えております。
他方で、我が国の最もプライオリティーの高い政策課題の一つである「大学の構造改革」を俯瞰して、本プログラムを現段階で評価したとき、政策的に非常に費用対効果の高い事業であると考えています。さらに、大学の構造改革の進展しているこの時期に本事業を更に積極的に活用すべきとの意見、学術研究の急速な進展への適切な対応を講じることの必要性などの指摘もあります。
- 3 . これらを踏まえて、1 6 年度の公募は、過去 2 年間とは異なる、
新たな学術的進展が認められる研究教育領域であるもの
または、
新たな学術分野の構築を目指した研究教育体制の基盤が整備されているもの
で優れた研究教育拠点形成については、過去 2 年間に採択された拠点と同様に、重点支援していくことが重要であると考え、これらの範囲に限定して、1 6 年度の公募を実施するに至ったものです。このような公募を実施することは、本プログラムの継続性、機動性を確保する上でも非常に重要なことと考えています。
- 4 . したがって、例えば、過去 2 年間に各大学が公募された研究教育拠点形成と同一のもの(又は、それを単に継続的に進めて教育研究の充実に努めたようなもの)の申請は、少なくとも、今回の公募範囲には該当しないと考えます。
- 5 . しかしながら、個々具体の事例がある中で、今回の公募範囲を一律に定義することはできないと考えており、そこで、どの点が、「今回の公募の趣旨に合致するのか」を、各大学にご作成いただく調書に記載していただくこととしており、それを含めた申請内容の審査を通して、今回の公募趣旨に合致し、かつ相対的に優れた研究教育拠点形成を採択することとしています。(採択件数：1 0 ~ 3 0 件)
- 6 . これらの状況を踏まえて、便宜上、最も適切な文言で公募範囲を表現したとき、「革新的な学術分野の開拓を目指した研究教育拠点形成」としたものであって、上述の趣旨に合致しているものであれば、今回の公募範囲に該当するものと考えます。

公募に関して、審査及び調書等に関する Q & A は、独立行政法人日本学術振興会において、別途作成しておりますので、次の URL をご参照ください。

http://www.jsps.go.jp/j-21coe/01_koubo/index.html

2.【補助金管理関係】

《補助事業一般》

問2 - 1 . 本補助金の補助事業者は誰になるのでしょうか。

(答) 学長及事業推進担当者(拠点リーダーを含む)の研究グループ(個人)となります。

問2 - 2 . 採択された次年度以降の補助金額の決定(内定)は、どのように行われるのでしょうか。

(答)

- 1 . 本補助金の配分は、「21世紀COEプログラム委員会」における経費配分に関する意見等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で文部科学省において行われます。
- 2 . このため、各大学からの申請(予定)額をもとに、審査評価結果や、当該年度の予算額の規模を踏まえて、補助金の決定(内定)が行われることになります。
- 3 . また、中間評価の結果は、第4年次以降の補助金額の決定(内定)に反映されます。
(中間評価の結果次第では、補助が打ち切られることもあります。)

問2 - 3 . 科学研究費補助金等の一部競争的資金で導入されている「間接経費」を本補助金にも導入する予定はあるのでしょうか。

(答)

- 1 . 「間接経費」は、科学研究費補助金等の一部競争的資金で、研究機関が補助金による研究遂行に関連して間接的に必要とする経費として、直接経費の30%に相当する額が支給されているところです。
- 2 . その用途の例としては、事務局において当該補助金の事務を行う事務補助員雇用のための経費や、設備の維持管理費などがあげられます。
- 3 . 本補助金では、現在、「間接経費」の制度を導入していませんが、これら間接的に必要とする経費で、本補助金の事務を行う事務補助員雇用のための経費、本補助金で購入した設備の維持管理費など、本事業に係る経費であれば、本補助金から支出することは可能です。
- 4 . さらに、採択された大学の事情(研究教育拠点形成計画、採択件数など)も様々であることから、一律的に、本補助金に「間接経費」を導入することは適当でないため、今のところ、「間接経費」の制度を導入する考えはありません。

問2 - 4 . 「補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各補助対象経費(設備備品費、旅費、人件費、事業推進費、その他)の額を300万円又は補助金の交付決定額の30%のいずれか高い額以内で増減する場合は、変更承認を経ずして変更(軽微な変更)することが可能ですが「交付決定額の30%」とは「各費目ごとの経費の30%」か「補助金交付決定総額の30%」のどちらでしょうか。

(答) 補助金交付決定総額の30%です。

問2 - 5 . 一大学で複数の拠点の採択があった場合、それぞれの補助金を合わせて使用することは可能でしょうか。

(答)

- 1 . 本補助金は、個々の採択拠点の事業に対して別々に交付されているものであり、個々の採択拠点の補助金交付決定額の範囲内において、それぞれの補助事業の計画に沿って事業を行うようにしてください。
- 2 . したがって、他の採択拠点の事業に使用される疑いの生じるような経理管理は行わないようにしてください。

問 2 - 6 . 事業推進担当者の交替、追加、辞退があるときは、どのような手順をとるのでしょうか。

(答)

- 1 . 交付内定後～交付決定前にあつては、「交付申請書等作成・提出要領」の内定後代表者等交替等願(別紙様式(二))を、交付申請書の提出時まで提出してください。
なお、この交替等により当該事業の目的達成や計画の遂行に支障をきたすと判断される場合には、交付の内定の取消しや交付内定額の減額等がなされる場合があります。
- 2 . 交付決定後にあつては、「取扱要領」の代表者等交替等届(別添11)を、当該事案が判明した時点で、すみやかに文部科学省へ提出してください。
その際、当該年度に交付決定した補助事業の範囲に変更がないことを十分確認してください。補助事業の範囲に変更があると認められる場合には、当該変更分の補助金については、返還(減額)等を行うこととなります。

《収入・支出全般》

問 2 - 1 3 . 本補助金を法人（国立大学法人、公立大学法人、学校法人）の収入として取り扱ってよいでしょうか。また、国立大学法人、公立大学法人の会計においては、「預り金科学研究費補助金等」、学校法人の会計においては、「預り金」として管理・執行することは可能でしょうか。

（答）

- 1 . 本補助金の事業者は、学長及び事業推進担当者（拠点リーダーを含む。）の研究グループ（個人）であり、法人（組織）ではありません。
- 2 . このため、本補助金は法人に帰属する収入（例えば、学校法人会計の「補助金収入」など）にはなりえず、管理上も法人の会計とは別個に管理する必要があります。
- 3 . したがって、本補助金を国立大学法人及び公立大学法人の会計においては、「預り科学研究費補助金等」、学校法人の会計においては、「預り金」として管理・執行することは、適正な会計処理と考えられますが、
 - （1）本補助金は、研究グループ（個人）に対して補助していることを踏まえ、法人の収入とはならないこと、また、法人の会計と経費の混同使用等の疑義が生じないようにすること
 - （2）さらに、他の補助金等収入（科学研究費補助金等の個人補助を含む。）とも経費の混同使用の疑義が生じないようにすることに十分注意して頂く必要があります。
- 4 . なお、大学が本事業に係る研究支援者等を雇用する場合、当該経費相当額について、事業者（学長等）が大学に対し納付することになります。

問 2 - 1 4 . 当該年度の 3 月の支払い経費を、翌年度の 4 月に支払うことは可能でしょうか。

（答）

- 1 . 原則として当該年度に発生した支出は、当該年度に交付を受けた補助金より支出することになり、翌年度の補助金からの支出は認められません。
- 2 . 当該年度の 3 月の支払い経費について当該年度に交付を受けた補助金から翌年度の 4 月に支払うことは可能です。
- 3 . その際、4 月に支払う分を別口座で管理するなど、翌年度の補助金と区分した会計処理が可能なら適切な管理をされるよう注意してください。

問 2 - 1 5 . 補助金の繰越は可能でしょうか。

（答）原則として、補助金は当該年度で計画どおり執行いただき、残額が生じた場合は、国庫に返還していただくこととなります。ただし、不測の事態等により、繰越が必要となった場合には、可能な限り早期（1 月中が目安）に、文部科学省まで個別に御相談ください。

《連合大学院関係》

問 2 - 1 6 . 連合大学院から申請された拠点が採択されたが、経費の執行管理を効率的に行うため、基幹大学以外の大学の事務局で一部の経理管理を行うことは可能でしょうか。

(答)

- 1 . 事務局による責任ある経理管理体制の下に、適切な会計処理を行っていただくため、申請大学の事務局で一元的に補助金の経理管理をすることが望まれます。
- 2 . ただし、各大学の諸事情により、逆に適切な会計処理の遂行上、一元的な補助金の経理管理が困難であれば、以下の点に注意して、基幹大学以外の大学の事務局で一部の経理管理を行ってください。
学内規程等を整備し、責任ある経理管理体制の下に経理管理を行うこと。
最終的には帳簿が一元化されるように適切に補助金を執行すること。

問 2 - 1 7 . 連合大学院からの申請が採択されたが、協力他大学で行う事業について、学外経費使用理由書の提出は必要でしょうか。

(答) 連合大学院で採択された場合は、協力大学で行う事業も拠点形成に資することに特段の疑義は生じないため、基本的には、学外経費理由書を提出していただく必要はありません。

《その他》

問 2 - 1 8 . 学長からの提出書類（補助金交付申請など）について、押印を学長の私印ではなく大学の公印で提出することは可能でしょうか。

（答）本補助金の事業者は、法人（組織）ではなく、学長及び事業推進担当者（拠点リーダー含む）であることから、補助事業の代表者（学長）から文部科学省への提出書類（取扱要領添付様式）について、押印をする場合は、すべて代表者（学長）の私印となります。

問 2 - 1 9 . 本補助金は、政府調達の実用を受けるのでしょうか。

（答）政府調達の手続を踏む必要はありません。

問 2 - 2 0 . 契約方法（一般競争契約、随意契約等）はどれくらいの金額で区別することが可能なのでしょうか。

（答）学内規程等に従って取り扱って構いません。なお、学内規程等に特に定めがない場合は、取扱要領の記載のとおりに従ってください。

3.【補助金執行関係】

1. 設備備品費

問3-1-1. 設備備品を購入したが、その所属、管理はどのように行えばよいでしょうか。

(答) 本補助金は、補助事業者(代表者(学長)及び事業推進担当者)に交付される補助金であるため、購入した設備備品は、補助事業者のものと整理されます。(大学、学校法人等の所有物ではありません。)したがって、設備備品の管理は、大学の物品管理台帳とは別の、本補助金のための台帳により、大学の物品番号とは別の番号を付して管理するようにしてください。

問3-1-2. 取扱要領に「本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、文部科学大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。」とありますが、大学に寄付することはいいのでしょうか。また、5年間の事業期間が終了すれば、処分してもいいのでしょうか。

(答) 寄付も「譲渡」に読み込まれますので、寄付は行わないようにしてください。また、譲渡等の処分については、事業期間が終了しても減価償却期間が経過するまでは、原則として行わないようにし(参照:問4-2)、購入した設備備品には、本補助金により購入したものである旨を記し、備品番号をつけ、台帳を備えるなど適正に管理してください。

問3-1-3. 本補助金で什器類を購入することも可能でしょうか。

(答) 例えば、学外に研究教育のスペースを新たに確保するような場合等、学内からの調達が可能であって、補助事業の遂行上必要不可欠なものであれば可能です。

問3-1-4. 本補助金で、研究室を区分するための、パーティションを設置してもよいでしょうか。

(答) 設備備品と扱えるような(施設と一体化するようなものは不可能)、取り外し可能なパーティションなら可能です。

問3-1-5. プレハブを購入したいが、設備備品費として計上すればよいでしょうか。

(答) 移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、本補助金では、建物等施設の建設のための経費には用いることができないこと。事業中及び事業期間終了後における物品管理が困難であること。等より、設備備品費ではなく、レンタル、リース等の経費として計上することが望まれます。

問3-1-6. 大学の施設の改修費として使用することは可能でしょうか。

(答)
1. 21世紀COEプログラムは、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としており、その事業計画の遂行のために必要な経費を本補助金で措置することができます。
2. 事業計画は、主として施設等のハコモノを建設するというのではなく、専攻等を如何にして世界的な教育研究を行う場(研究教育拠点)として育成するかという、実際の教育研究活動の計画に重きをおいていることから、本補助金では、施設等の建設・改修に要する経費を支出することは認めていません。

問3 - 1 - 7 . 学内の部屋の借料を支給することは可能でしょうか。

(答)

- 1 . 21世紀COEプログラムは、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としており、大学においては、本補助金のみならず、大学全体の戦略等を踏まえ、全学的な支援を行うことが望まれます。
- 2 . このため、学内の土地、建物、及び部屋などを賃借し、本補助金から支出することは適当とは言えません。

2. 旅費

問3-2-1. 海外の若手研究者を研究支援者として招き、本学で研究させたいのですが、そのための渡航費用は出してもよいでしょうか。

(答)「外国人招へい等旅費」として支出して差し支えありません。

問3-2-2. 事業推進担当者ではない教員に対して、本補助金から旅費を支出することは可能でしょうか。

(答) 補助事業の遂行に必要な旅費であれば可能です。

問3-2-3. 若手研究者を対象としたインターンシップ海外出張を考えていますが、大学教職員の身分を持たない学生に対し、旅費を支給することは可能でしょうか。

(答) 補助事業の遂行に必要な旅費であれば可能ですが、過度な支給とならないよう十分留意し、適正な執行管理を行うように努めてください。

問3-2-4. 年度をまたがった出張について、本補助金から旅費を支払うことはできるのでしょうか。また、4月1日に出発する出張に対して、旧年度分の補助金から概算払いを行うことはできるのでしょうか。

(答) 本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため、当該年度内に必要となった分についてのみ使用することが可能です。

問3-2-5. ポスドクの国内旅費は、取扱要領の《表1》のどの職名区分を適用すればよいでしょうか。

(答) 助手相当を目安とします。

問3-2-6. 旅行命令に関して、招へい時、相手方の機関長の押印文書をメールやFAX等で簡素化できないでしょうか。

(答) 相手方の機関の規程等に従い、旅行命令権者の旅行命令に基づき行うようにしてください。

問3-2-7. 事務職員を帯同して外国出張することは可能でしょうか。

(答) 可能です。ただし、出張理由書をきちんと整備し、補助事業の遂行上、必要最小限の人数としてください。

問3-2-8. 学生に対する旅費支給を学部学生に支給することは可能でしょうか。

(答)

1. 本プログラムは、大学院研究科専攻等（博士課程レベル）が、世界的な研究教育拠点を形成するための事業計画を対象としているため、旅費支給の対象となる学生は、当該専攻等に在籍するもの（博士課程レベル）となります。
2. ただし、(問3-2-7)と同様に、補助事業の遂行上、資料収集・整理等の協力が必要である場合は、出張理由書をきちんと整備し、必要最小限の人数に限って可能です。

問3 - 2 - 9 . 研究支援者等を雇用するにあたり、赴任・帰還の旅費を支給することは可能でしょうか。

(答) 本事業に関する用務であれば、支給することが可能です。

問3 - 2 - 10 . クレジットカードによる支払いは可能でしょうか。

(答)

- 1 . カードによる支払いは、立て替え払いの一種と見なし得るため、無制限に認められるものではありませんが、以下のような場合は認められます。
 - 1) 研究機関を離れ、外国で調査研究を行うに当たり、(多額の)現金を持ち歩くことが不向きであると判断されるような場合。
 - 2) インターネットで購入する物品等でカードでしか支払いができない場合。
 - 3) 海外での成果発表に係るもの(国際会議の登録料、外国雑誌への論文投稿料)のうち、カードによる支払いが一般化しているもの場合。
- 2 . ただし、補助事業期間の年度末にカードを利用し、翌年度に請求された金額を翌年度の補助金から支払いすることはできませんので、銀行口座の引落とし時期などについては、十分注意してください。

問3 - 2 - 11 . 取扱要領に「他の機関に所属する者に出張等を依頼する場合は、代表者(学長)から出張等を行う者が所属する機関の長等(旅行命令権者)に対し「出張依頼」を行ってください。」とありますが、拠点リーダーの所属する研究科の長から「出張依頼」を行うことは可能でしょうか。

(答) 研究代表者たる学長から、相手機関の長等(旅行命令権を有する者)に対し出張依頼することが原則ですが、学内規程等により部局長等が然るべき権限を行使できる立場であることを証明できるのであれば、そのように対処することも可能です。

問3 - 2 - 12 . 海外にいる事業推進担当者が日本に来る場合、日本に滞在する間の旅費、日当、宿泊費は、どの経費区分で取り扱えばよいのでしょうか。

(答) 国内旅費、国内旅費の日当・宿泊費として取り扱います。

問3 - 2 - 13 . 著名な外国人研究者等を海外から招へいする場合に、ファーストクラスの使用は認められるのでしょうか。

(答)

- 1 . 補助金の執行に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用することが基本です。(本補助金が税金で賄われていることにも十分留意することが必要です。)
- 2 . このため、ファーストクラスなどの特別な料金について、本補助金から支給することは、本来、適当ではありません。
- 3 . ただし、例えば、ノーベル賞受賞(クラス)の研究者など、社会通念に照らして、それらを利用することが相当と認められる場合には、その理由を帳簿等にしっかりと明記した上で、例外的に使用することができます。

3. 人件費

問3-3-1. 学生をTAやRAとして雇用する場合、「週20時間程度」というような勤務時間の上限設定はありますか。

(答)

1. 1つの指標として、大学院博士課程の学生をTA、RAとして雇用する場合、これまで、1人当たりの採用時間を週30時間程度まで可能としているところです。
2. 具体的な上限設定については、各大学の事情に応じて、当該学生の通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して、適切に設定願います。

問3-3-2. 学内規程等で定めれば、本補助金で大学院修士課程に在籍する学生をTAなどで雇用することも可能でしょうか。

(答)

1. 本事業は、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としているため、学生を雇用する場合は、大学院博士課程に在籍している学生以上を対象としています。したがって、大学院修士課程の学生をTAとして雇用することはできません。
2. ただし、大学院修士課程の学生であっても、例えば、資料収集・整理等の一定の作業等に対する謝金を支払うことは可能です。

問3-3-3. 本補助金で、本事業に従事する専属の事務員（あるいは「公募要領に記載のあった「教育研究支援職員」）を雇用することは可能でしょうか。

(答) 可能です。なお、本事業は、大学の業務の一環として行うことを前提としているため、(本事業により雇用され、専ら本事業に従事する専属の事務員を除く)事務職員に対して給与の上乗せのような形で謝金や賃金として支払うことはできません。

問3-3-4. COE事業に必要なポスドクを全国から募集し、そのための採用面接を行うが、その際、応募者が全国から集合するために必要な旅費等を本補助金から支払うことは可能なのでしょうか。

(答) 本事業との因果関係が遠く、採用前は本事業に参加しない人も多く想定されるため、本補助金から支出することは適当ではありません。

問3-3-5. 事業者(学長及び事業推進担当者(拠点リーダーを含む。))以外の教授・助教授に本補助金から謝金を支払うことは可能でしょうか。

(答) 本事業は、大学の業務の一環として行うことを前提としているため、当該大学の研究者(教員)に対して謝金等を支払うことは、通常は想定しにくいものですが、それが、当該者の通常業務の内容と異なっており、かつ、業務時間外に行われるような場合等において、明らかに当該者の本来業務としてみなすのが不相当である場合は、謝金の支払を否定するものではありません。

問3-3-6. 事業推進担当者(組織構成員)のうちの非常勤職員(客員教員、非常勤講師等)について、研究費の他に、人件費(謝金等の手当)を支出することは可能でしょうか。

(答)

1. 事業推進担当者は、拠点となる専攻等の構成員のうち当該拠点形成を担う研究者で、拠点リーダーと共同して拠点形成計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行に責任を持つ研究者を指します。また、当然のことながら、本プログラムの公募申請時より、大学に雇用されている研究者(教員)です。
2. 他方で本補助金は、これらの事業推進担当者等に交付されるものであり、そのうち人件費は、事業推進担当者等が研究教育拠点形成計画の遂行に当たり、必要となる研究支援者等を大学を通じて雇用するなどの経費です。
3. つまり、事業推進担当者は、拠点を形成していく組織構成員の立場にある者であり、本補助金により雇用される支援者ではありません。
4. そのため、事業推進担当者に対し、人件費(謝金等の手当)を支給することは、そもそも適切ではありません。

問3-3-7. 人件費を支払う場合、社会保険料の法人負担分を本補助金から支払うことは可能なのでしょうか。

(答) 取扱要領の【人件費】の「研究支援者等の雇用等」にも記載しているように、可能です。

問3-3-8. 海外にいる事業推進担当者が日本に来る場合の滞在費等は、どこで計上すればよいのでしょうか。

(答) 国内旅費の日当及び宿泊料で計上してください。

問3-3-9. 日本人の長期留学生を拠点の研究会に参加させたいが、旅費や滞在費を支払うことは可能でしょうか。

(答) 本事業の必要性で一時帰国させるような場合は、旅費は外国旅費、滞在費は、国内旅費における日当及び宿泊料で対応してください。

問3-3-10. 海外の拠点を開設した場合、現地での雇用をすることは可能でしょうか。

(答) 海外では、税制、社会保険制度等が異なり、適切な補助金管理ができないことも想定されるため、雇用を行わず、謝金の形で支給するようにしてください。なお、必ず支払の証拠書類を残すようにしてください。

問3-3-11. 客員教員を雇用する際に、法令適用による一律的な算定ではなく、能力に基づく算定をすることは可能でしょうか。

(答) 雇用者の給与に関する規程(研究支援者等を大学が雇用する場合であれば、大学教員の給与に関する規程)に従ってください。したがって、雇用者の側で、そのような能力に基づく給与算定を行う方式を規程等で適切に整備することにより、導入が可能です。

問3-3-12. COE 研究員へ奨学金を払うことは可能でしょうか。

(答) 本事業は、大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成することを目的としており、学生個人に対する学資金援助を目的とするものではないため、本補助金(研究拠点形成費補助金)からは支給できません。

4. 事業推進費

問3-4-1. 学内の土地や建物の借料を支出することは可能でしょうか。

(答)(問3-1-7)の回答参照。

問3-4-2. COE事業に要した光熱水料を支出することが可能でしょうか。

(答)本事業に必要な光熱水料として、他と明確に区分して計上できる場合(使用設備にメーターが設置されている等)や、学内規程等により経費の負担区分が定められている場合には、本補助金から支出することは可能です。そうではない場合は、大学の経費から支出するようにしてください。

問3-4-3. 学外に研究スペースを借り上げることとしたが、事業終了時(5年後)の撤収費用まで含めた契約を行ってよいでしょうか。

(答)

1. 本補助金は、単年度毎に補助金交付決定を行っているため、次年度以降の契約に係る費用について、本補助金から支出できる保証はありません。このため、研究教育スペース等の賃借料についても単年度の契約とし、これを毎年更新する方法で使用する事が望まれます。
2. したがって、事業終了時の撤収に係る費用についても、最後の年度に当該経費を計上する等により対応することとしてください。その際、このような原状回復に必要な経費は、事業推進費の「損料」に計上してください。

問3-4-4. 大学が借り上げた民間の宿舎を海外から来た研究者に提供し、当該宿舎代を支出することは可能でしょうか。

(答)取扱要領(「旅費」)に従い、当該研究者に対し滞在費等の支給を行い、当該研究者が宿舎代の納付を大学に行うことが手続き上の基本です。本補助金から直接、当該宿舎代を大学の収入に入れ込むことについては、本補助金は大学の収入・支出と別個のものとして管理を行っていることに十分注意して、上述の手続きが形式上踏まれていることが明らかとなるような方法で行うようにしてください。

問3-4-5. 企業が招へいし、既に来日している外国人研究者を共同研究の目的で一定期間COE事業に参加してもらう。その間の滞在費を出すことは可能でしょうか。

(答)可能ではありますが、滞在費の二重取り等にならないように十分注意してください。

問3-4-6. 海外出張、研究留学等の際に必要なとなる保険や、設備備品に関する事故等の保険のための経費に使用することは可能でしょうか。

(答)

1. 旅行等の保険については、仮に保険が適用となった場合、それは、旅行者本人又は家族等に対して支払われることとなるものであり、それを直ちに当該補助事業の実施に係る経費とすることは困難であると考えられます。
2. また、設備備品に関する事故等の保険についても、「本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費」(取扱要領「使用できない主な経費」参照)と考えられることから、困難であると考えられます。
3. ただし、当該保険が補助事業の実施と一体不可分のものであり、かつ、他の財源からの支出の見込みがなく、支出できないことにより、事業の遂行に支障をきたす場合は、補助事業遂行上必要不可欠なものであることから、このような場合は、文部科学省に個別にご相談ください。

(仮に、支出可能であっても、当然、当該理由を帳簿等にきちんと整備することは必要です。)

問3-4-7. 会議費として「本事業として行われる国際会議・国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費にも使用することができる」とあるが、アルコール類を含めた飲食物についても支出できると解釈してよいでしょうか。

(答)

1. 補助金の執行に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用することが基本です。(本補助金が税金で賄われていることにも十分留意することが必要です。)
2. 酒(アルコール類)、煙草等については、本事業を遂行するための必要な経費とは考え難く、本補助金から支出することは適当とはいえません。

問3-4-8. 国内の通常のシンポジウム等の懇親会等に係る経費は支出できるのでしょうか。

(答)

1. 補助金の執行に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用することが基本です。(本補助金が税金で賄われていることにも十分留意することが必要です。)
2. このため、本事業の遂行上必要不可欠と認められるシンポジウム等の懇親会に限り、それに係る経費を十分精査していただいた上で、支出するようにしてください。

問3-4-9. 国籍を問わず優秀な研究者をCOE事業に参画させることを目的に、ネイチャー等の海外の科学雑誌に研究者公募の広告の記載を考えています。その費用をCOEの経費から支出することは可能でしょうか。

(答) 世界的な研究教育拠点を形成する上で、世界各国から優秀な研究者を募ることは本補助事業の目的に適っているものと考えられますので、各拠点の事業に照らし、適切な方法(ネイチャー等国際的に信頼のおける雑誌)、内容、価格で募集を行うようなものであれば可能と考えます。

問3-4-10. COE事業を行うために雇用する者に対して、薬品や機材取扱に際して必要不可欠な健康診断を行いたいが、本補助金でその費用を負担することは可能でしょうか。

(答) 例えば、電離放射線や有機溶剤等を使用することに伴う法定の特殊健康診断については、事業の遂行に不可欠なものと解されるため、当該健診に係る費用を本補助金から支出することは可能です。その他の健診については、当該事業の遂行に必要不可欠であるか否かという観点から、個別具体的に判断されることとなります。

問3-4-11. 本補助金で自動車を購入してもよいでしょうか。

(答) 一般的には、大学における研究教育拠点の形成に際して自動車の購入が必要不可欠であると認めることは困難であり、仮に事業に際して必要な場合であっても、一時的な運搬契約等によりカバーすることが可能であると考えられることから、原則として自動車の購入はできません。

問3-4-12. アンケート調査等で研究に協力していただく方に、謝礼品(例えば安価なボールペン等)を渡すことは可能でしょうか。

(答) 協力を得た相手方に対し一定額の現金を渡すことは必ずしも適切であるとは考えにくい場合もありますので、その代わりとして、謝礼品を渡すことは可能です。ただし、謝礼品はあくまで研究協力を得た相手方に対して謝意を表すためのもの(又は、対価として渡されるもの)であり、例えば、手土産的な考え方で用いるものではありません。

問3 - 4 - 13 .補助金で、研究成果の図書を出版する経費を支出することは可能でしょうか。

(答)

- 1 . 一般的に、本補助事業の成果について、広く公表し、その成果の効率的活用を図ることは有益なものと考えます。
- 2 . ただし、本補助金は大学の研究教育拠点形成を支援するための経費であることから、本補助金の経費を使用して、購買を目的として図書を出版することは、必ずしも適当であるとはいえません。
- 3 . また、仮に本補助金の経費を使用して図書を出版した場合、その収入については、当該補助事業による収入とみなされ、収入に相当する金額を国に納付させることがあります。

問3 - 4 - 14 . 海外の拠点で物品を購入するような場合、換金手数料や為替差損が生ずることとなるが、どのように取り扱えばよいでしょうか。

(答) 物品の価格に上乘せ計上すると、実際の物品の価格が不明になってしまうため、事業推進費において「為替差損分」のように別途経費項目を立てることが適当と考えられます。

5. その他

問3-5-1. 日本学術振興会の「特別研究員奨励費」を受けている者に、「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」を支給することは可能でしょうか。

(答) 奨励費のように具体的な研究課題の設定等がないものなど、「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」と類似の助成を受けていると認められる場合は、本補助金から重複して受給することとなるとみなされるため、原則として、当該経費を支給することはできません。
(あらかじめ研究課題の設定がある場合など、重複して受給していないことを整理できるのであれば、支給することは可能です。)

問3-5-2. 本補助金の人件費により雇用している者(TA、RA、COE研究員等)に対しても、「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」を支出することは可能でしょうか。

(答) 人件費は労働の対価であり、「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」については、通常の研究費と同様な位置づけであることから、経費の性質が異なるため、支出可能です。

問3-5-3. 「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」とは具体的に何でしょうか。

(答)
1. 大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成するという本プログラムの目的を達成するために、優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行える経費を本補助金の使用可能な経費として認めています。
2. この経費は、各大学で学内規程等で選考手続、受給資格、受給条件、支給金額等を適切に定め、優秀な若手研究者が自発的に研究活動をするのに必要なものに使用することができます(研究費、謝金、消耗品費など)。

問3-5-4. 「若手研究者の自発的な研究活動に必要な経費」については、学生から用途についての領収書等の明細をとるようにすれば、「渡し切り」の形で執行してもよいでしょうか。

(答)
1. 「若手研究者の自発的な研究活動に必要な経費」についても、当然、補助金適正化法の適用を受けるため、その執行に際しては、補助目的に合致した適正な執行を行わなければなりません。このため、一個人に対し、「渡し切り」の形をとることは、責任ある経営管理、適切な会計処理という観点から妥当ではありません。
2. また、本経費を執行するにあたっては、以下の事項にも十分留意してください。
補助目的(研究計画)に沿った形で使用されているか否かについて、事業者(事務局)において適切に把握されていること。
当該経費は、若手研究者が自発的な研究活動に必要な経費として使用することができるが、経費が若手研究者の(一時)所得として扱われるものではなく、あくまで事業者の経費として執行すべきものであること。
したがって、例えば、当該経費で設備備品等を購入した場合は、当該研究者の所有物となるのではなく、事業者の所有物と整理されるものであること。

問3-5-5. 「若手研究者の自発的研究活動に必要な経費」は、博士後期課程在学学生、ポスドクのほか、助手についても対象とすることが可能でしょうか。

(答) 取扱要領は一例を示しているものであるため、当該大学において、若手研究者であると判断した場合、各大学の学内規程等により、必要に応じ助手についても対象とすることは可能です。
(ただし、修士課程在学学生、学部学生は、その対象としていないことから支給できません。)

4 .【その他】

問 4 - 1 . 実績報告書の提出期限は「大臣が別に定める日までに」となっているがいつになるのでしょうか。

(答) 当該年度の補助金交付決定通知の記載内容を参照してください (平成 1 6 年度以降) 。

問 4 - 2 . 本補助金は、所得税の課税対象となるということですが、具体的にどういうことでしょうか。また、気をつける点は何でしょうか。

(答)

- 1 . 本補助金の事業者は、法人 (組織) ではなく、学長及び事業推進担当者 (拠点リーダーを含む。) の研究グループ (個人) であることから、本補助金及び本補助金により取得した設備備品等の資産は、所得税の課税対象となります。 (交付された補助金は、研究グループに帰属し、取得した設備備品等の資産も研究グループの共有のものとなります。)
- 2 . しかしながら、本補助金は、個人の研究のためではなく、大学の研究教育拠点形成のために行っている事業に対して補助しているものであること、実費弁済の費用であること等から、以下の注意を払うことにより、所得税の課税対象所得が発生していないものと扱っています。
- 3 . 四半期毎に概算払いを受けていることを踏まえ、適正な執行管理を行うこと (特に、年末時点において概算払いを受けた補助金に残額が生じている場合、又は、契約が行われていないような場合、それは所得とみなされ、課税されることがあります。)
取得した設備備品等の資産については、当該資産の減価償却期間が経過するまでは、研究グループの共有資産とすること (これにより、資産についても所得税法第 4 2 条 (総収入金額不算入) により、課税対象所得は発生していないものとなります。)

問 4 - 3 . COE 事業としてシンポジウムを開催する予定であるが、文部科学省の後援名義を付すことは可能でしょうか。

(答) 本事業に関するシンポジウムについては、特段の手続を経ずして「文部科学省補助金事業」、「21世紀COEプログラム」等を付することは差し支えなく、もって十分であると考えられることから、原則として、「文部科学省」としての後援名義を付さないこととしています。

問 4 - 4 . 本補助金を用いて行った研究に関して、その旨を論文等に明示することが必要でしょうか。

(答) 本補助金の成果であることを明示するようにしてください。

問 4 - 5 . 事業遂行の過程で、申請時には想定できなかった学外経費使用の必要性がでてきた場合、学外経費使用理由書を改めて提出する必要があるのでしょうか。

(答) 本補助金は拠点形成事業であるため、学外で使用する場合には、特に、拠点形成事業との関連性を明確にさせていただく必要があります。そのため、学外経費使用理由書を提出するようにしてください。